

箱根町立幼稚園保育料（利用者負担額）※平成28年度より

1号認定

階層区分	定義		利用者負担額（月額・円）	
			公立	私立
第1階層	生活保護世帯等		0	0
第2階層	市町村民税非課税世帯 （市民税所得割非課税世帯含む）	ひとり親世帯等	0	0
		ひとり親世帯等以外の世帯	1,300	3,000
第3階層	市町村民税所得割課税額 77,100円以下	ひとり親世帯等	6,300	15,100
		ひとり親世帯等以外の世帯	6,800	16,100
第4階層	市町村民税所得割課税額 211,200円以下		8,600	20,500
第5階層	市町村民税所得割課税額 211,201円以上		10,800	25,700

※同一世帯において、支給認定を受けている満3歳から小学校3年生までの間の最年長者を第1子とし、第2子は半額、第3子以降は無料となります。

※平成28年度より3年間、温泉幼稚園については研究指定園となるため、第2子以降が無料となります。